

大阪府新型コロナウイルス感染症ワクチン接種連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種を実施するため、府域全体で必要な調整事項について協議することを目的として、大阪府新型コロナウイルス感染症ワクチン接種連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- 1 国への要望事項
- 2 市町村間での調整が必要な事項
- 3 府域全体で医療機関等との連携が必要な事項
- 4 その他、調整等が必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別紙のとおりとする。

- 2 座長は、大阪府知事をもってあてる。
- 3 座長は、必要があると認められるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 座長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 委員は、必要があると認めるとき、座長に会議の招集を求めることができる。

(謝礼金等)

第5条 連絡会議における委員の謝礼金等の額は、日額九千八百円とする。ただし、自治体に属する委員には支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。ただし、自治体に属する委員には支給しない。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、所在地の市町村から起算する。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、健康医療部ワクチン接種推進課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

大阪府新型コロナウイルス感染症ワクチン接種連絡会議 委員名簿

	団体名	役職	氏名
座長	大阪府	知事	よしむら ひろふみ 吉村 洋文
委員	大阪市	市長	まつい いちろう 松井 一郎
委員	堺市	市長	ながふじ ひでき 永藤 英機
委員	大阪府市長会(松原市長)	会長	さわい ひろふみ 澤井 宏文
委員	大阪府町村長会(岬町長)	会長	たしろ たかし 田代 堯
委員	一般社団法人 大阪府医師会	会長	しげまつ しげと 茂松 茂人
委員	一般社団法人 大阪府病院協会	会長	ささき よう 佐々木 洋
委員	一般社団法人 大阪府私立病院協会	会長	いくの ひろみち 生野 弘道
委員	公益社団法人 大阪府看護協会	会長	たかはし ひろえ 高橋 弘枝